

# 吉備国際大学通信教育部履修規程

## 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 吉備国際大学通信教育部（以下、「本学通信教育部」という。）において、授業科目の履修及びこれに関する事項については、吉備国際大学通信教育部規程に定めるほか、この規程に定めるものとする。

## 第 2 章 卒業要件

(修業年限)

第2条 本学通信教育部の修業年限は4年とする。

(在学期間)

第3条 在学期間は以下のとおりとする。ただし、疾病その他の事由により延長することはできる。なお、在学期間は8年を超えることはできない。

2 2年次編入学生の在学期間については6年とする。

3 3年次編入学生の在学期間については4年とする。

(卒業要件)

第4条 本学通信教育部を卒業するためには、第2条に規定する年限以上にわたり、授業科目の中から、面接授業又はメディアを利用して行う授業による単位修得30単位以上を含め、合計124単位以上を修得しなければならない。

2 編入学生については別に定める。

第5条 前項の面接授業による単位修得30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

ただし、編入学生は除くものとする。

(他大学等での既修得単位の認定)

第6条 第4条第1項に定める124単位のうち、60単位を上限に卒業要件として認定することができる。

ただし、編入学生は除くものとする。

## 第 3 章 履修登録・履修方法

(履修登録)

第7条 授業科目を履修し単位修得するためには、本学通信教育部が指定する方法により指定された期日までに履修登録を行わなければならない。

2 前項の規定にもかかわらず、所定の履修登録を行わなかった者は、原則当該年度の履修を許可しないものとする。

(履修制限)

第8条 各年次で1年間に履修登録できる単位数は、49単位を上限とする。

(科目形態)

第9条 本学通信教育部の科目形態は、「印刷授業」(T)、「面接授業(実習以外)」(S)、「面接授業(実習)」(J)、「メディア授業」(M)に大別する。

(科目履修期間)

第10条 科目の履修期間は、半年間若しくは1年間とする。ただし、「実習」については、特別な場合に限り延長することができる。

(4年次までの再履修登録)

第11条 科目履修期間を超えてなお科目修了できない場合は、再履修登録を行うことができる。

(修業年限を超えての履修登録)

第12条 修業年限を超えてなお卒業の見込のない者は、継続して履修登録を行うことができる。

2 前項に定める履修を行う場合、吉備国際大学通信教育部納付金納入規程第3条に従い、学納金の納入を行うものとする。

## 第4章 授業

(授業方法)

第13条 第9条に規定する授業科目は、原則次に定める授業方法により履修するものとする。

「印刷授業」 本学通信教育部指定の印刷教材を主に履修するものとする。

「面接授業」 本学通信教育部指定の会場において所定の授業を受けることにより履修するものとする。

「メディア授業」 本学通信教育部のメディア教材を主に履修するものとする。

(科目修了)

第14条 本学通信教育部においては、原則次に定める方法により科目修了を認定する。

ただし、授業科目によっては変更される場合がある。

「印刷授業」 2単位につき1回の添削課題を定められた期間内に提出し、科目単位認定試験の合格をもって修了とする。

「面接授業」 所定の授業に出席し、科目単位認定試験の合格をもって修了とする。

「メディア授業」 所定のメディア授業を受講し、科目単位認定試験の合格をもって修了とする。

(面接授業の休講)

第15条 やむを得ない事情により面接授業が行えない場合は休講とする。

2 その他学長が必要と認めた場合は休講とすることができる。

(面接授業の変更)

第16条 やむを得ない事情により、面接授業会場及び日程が変更されることがある。

2 前項の場合、通信教育事務課は速やかに連絡するものとする。

## 第5章 科目単位認定試験

(試験の種類)

第17条 科目単位認定試験は、筆記試験の受験またはレポート試験の提出により行うものとする。

ただし、特別な事由によりその他の方法により行う場合もある。

(筆記試験)

第18条 筆記試験は、本学通信教育部指定の日程及び会場において受験しなければならない。

(筆記試験の方法)

第19条 筆記試験の方法は、次の各号に従って受験しなければならない。

一 受験に際しては必ず学生証を提示しなければならない。

二 学生証を携帯していない場合は、事前に受験許可証の交付を受けなければならない。

三 試験時間は原則として1科目45分間とする。

四 試験開始30分を経過した後の受験は許可しない。

五 試験開始後30分以内の退出は認めない。なお、途中退出する者は解答を必ず提出して退出し、試験終了まで一切の入室を禁止する。

六 その他試験監督者の指示に従わなくてはならない。

(筆記試験の特別配慮)

第20条 身体的事由等、個別の特別な事情がある学生は、事前に申し出ることにより、試験時間・解答方法などについて特別な配慮を行うことがある。

(レポート試験)

第21条 レポート試験は、本学通信教育部所定の様式または形式により作成し、指定の期日までに本学に提出しなければならない。

(受験資格)

第22条 科目単位認定試験の受験は、次の各号の一に該当する場合、受験できないものとする。

- 一 科目所定の添削課題を定められた期間内に提出していない者
- 二 科目所定の面接授業に出席していない者
- 三 当該科目の履修登録を行っていない者
- 四 所定の学納金納入を行っていない者

(不正行為の処分)

第23条 科目単位認定試験において不正行為が認められた場合、次の処分を適用する。

- 一 当該科目の受験無効
- 二 当該試験期間の全科目受験無効（受験済みの科目を含む）
- 三 当該年度受験科目の全科目履修無効
- 四 その他不正の内容に応じて処分することがある

## 第 6 章 成績評価

(発 表)

第24条 科目の履修状況及び成績は、本学通信教育部指定の時期及び方法により発表するものとする。

(成績評価)

第25条 成績の評価は100点をもって満点とし、60点以上を単位認定するものである。

2 これを公表する場合は、秀(S) [100点～90点]・優(A) [89点～80点]・良(B) [79点～70点]・可(C) [69点～60点]・不可(D) [59点以下]・放棄(E) [科目単位認定試験、面接授業等の放棄] の評価をもって公表する。

## 第 7 章 雑 則

(その他の特別事項)

第26条 この規程に定めるもののほか、本学通信教育部における履修に関し必要な特別事項は、通信教育部教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は平成31年4月1日から施行する。